

第7次総量削減計画等について

1 計画等の背景

広域な閉鎖性海域である「瀬戸内海」には、水質汚濁防止法等による「排水基準」に加えて、流入する負荷量全体を規制する『水質総量規制制度』が導入されています。

この制度は、昭和53年の水質汚濁防止法等の改正等により導入され、それ以降、現在の第6次に至るまで、5年ごとに目標年度を設定し、総量削減が行われてきました。

2 計画等の位置づけ

国が「目標年度」や「府県別の削減目標量」などを定めた「総量削減基本方針（第7次）」（平成23年6月15日策定）に基づいて、本県の「総量削減計画」及び「総量規制基準」を定めます。

3 総量削減計画（案）の概要

- (1) 目標年度：平成26年度（国の決定事項）
- (2) 削減目標量：（国の決定事項）

1日当たりの発生量として、国から次の表の数値内に抑えることが示されました。

	化学的酸素要求量 (COD) *	窒素	リン
今回（第7次）	35トン	19トン	1.5トン
平成21年度実績値	31トン	18トン	1.4トン
前回（第6次） 目標年度：平成21年度	36トン	20トン	1.6トン

* COD：水中の汚濁物質を示すもので、数値が大きいほど汚濁が進行している。

4 総量規制基準（案）の概要

1日当たりの平均的な排水量が50m³以上の工場・事業場を対象とした総量規制基準については、第6次の基準を継続する考え方が示されているので、変更無しで考えています。

※ 汚濁負荷量全体 (kg/日) = 排水濃度 (mg/L) × 排水量 (m³/日) × 10⁻³

5 今後の予定

- 平成23年 9月下旬 パブリックコメントの実施
- 10月下旬 環境審議会生活環境部会
- 11～12月 国との協議
- 平成24年 1月 総量削減計画及び総量規制基準の告示
- 4月 総量規制新基準の段階的な適用開始